

## 水道料金の改定について

### 1 改定の必要性

水道料金収入は、主に人口減少による水需要の減少に伴い、今後も減少を続ける見込みである。一方で、過去に集中的に整備した施設や管路の老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えつつあり、さらに、耐震化等、災害に備えた整備を進める必要があるなど、今後、必要な経費は増大していく見込みである。

現行料金での収支見通しでは、今回の料金算定期間（2022年度～2026年度）においては利益が発生しており、概ね良好な経営状況に見えるが、収益項目のうち長期前受金戻入は現金を伴わない収入なので、これを除くとマイナスになる。料金算定期間の料金収入は、資産維持費を含めない状態の総括原価に対し、企業努力の範囲を大きく超える、約8億円が不足する見込みである。

また、そのような状態であるので、料金収入で賄うべき企業債償還のための資金も確保できない見込みである。

料金算定期間内に現金が無くなるということはないが、この場合、本来であれば料金収入で賄うべき経費を、施設の更新に充てるべき資金で支払うことになり、その結果、実際に施設を更新する際に必要な資金が不足することから、財源を新たな借入金に求めざるを得なくなる。

この状況が続けば、その間、将来のための資金をより多く使い、結果、将来の世代により多くの負担を先送りすることになる。

このため、「適正な原価に基づく料金算定」を前提に、「世代間の負担の公平性」を考慮し、値上げが必要と判断した。

### 2 改定の考え方

「適正な原価に基づく料金算定」を前提とし、「安定した料金収入の確保」、「需要者間の負担の公平性」、「世代間の負担の公平性」等を総合的に考慮するものとする。

- (1) 料金は、総括原価方式により算定し、総括原価には資産維持費を含める。
- (2) 資産維持費の率（資産維持率）は、年0.5%とする。
- (3) 料金総収入に占める基本料金収入の割合を3分の1程度とする。
- (4) 従量料金は、30立方メートルまでの区分の単価を引き上げる。

### 3 改定の概要

- (1) 平均改定率17.3%

平均改定率は、料金算定期間の料金収入総額で計算した場合の改定率であり、個々の使用者の改定率はそれぞれ異なる。

## (2) 資産維持費

資産維持率を年0.5%とすることによる資産維持費の額は約5.5億円である。資産維持率の決定にあたっては、日本水道協会が標準として示している年3%を含め、いくつかのパターンを検討したが、仮に、今後新たな借入れをせず、算定期間内の返済額の全てを賄おうとした場合、資産維持率が年4%を超え、改定率が著しく大きくなってしまふことから、現行の料金体系とのバランスや、できる限り将来世代へ負担を先送りしないこと等を考慮し、年0.5%とした。

○資産維持費＝対象資産（221億6百万円）×資産維持率（年0.5%）×5年

## (3) 基本料金

料金総収入に占める基本料金収入の割合を、3分の1程度に引き上げ（現在は4分の1程度）、どの口径も概ね均等な改定率（50%程度）となるよう設定する。

## (4) 従量料金

単価差の大きい10立方メートルまでの区分を中心に、30立方メートルまでの区分の単価を引き上げる。

## (5) 減価償却費と資産維持費の関係（参考）

減価償却費は、償却を行うことにより、見合いの水道料金が事業体内部に留保され、将来の施設更新用の資金となるものである。

一方、資産維持費は、地方公営企業法第21条第2項及び水道法第14条第2項第1号に規定されている、「健全な運営を確保する」うえに必要な資金を内部に留保するために総括原価に含めるものであり、両者の意義は明確に異なっている。なお、水道法施行規則第12条第1号口にも、原価に資産維持費を含めることが明記されている。

資産維持費は、「施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に必要な所要額」とされており、物価上昇による減価償却費の不足や施設の高度化の必要性等による費用の増大への対応、企業債償還に用途が想定されている。

ただし、今回改定における資産維持費の額は約5.5億円、料金算定期間内で予定している企業債償還金の額は約50.9億円であるため、計算上、企業債償還以外に使用できる余地はない。

## 4 特別料金について

## (1) 公衆浴場

現在、公衆浴場料金を適用している銭湯は市内に1つ（2水栓）であり、前回（2011年）料金改定時は据え置きとされている。

また、兵庫県による公衆浴場入浴料金の統制額は、2005年1月1日は大人380円であったが、現在までに数回引き上げられ、2019年10月1日には450円となってい

る。この間、消費税率改定と同時のものを除くと40円引き上げられている。

このようなことを考慮し、公衆浴場料金についても、一般用の負担増（30立方メートル以上の使用者であれば税込275円）と概ね同程度の負担増となるよう、当該水栓の使用水量を基に算出し、1立方メートルにつき税込5.5円の値上げとする。

(2) 豊岡中核工業団地

事業用水としての契約は9社11水栓。その料金は、「豊岡中核工業団地事業用水給水に関する覚書」に基づいている。

前回（2011年）料金改定時に覚書を改め、新たに基本料金を徴収するとともに、従量料金は1立方メートルにつき税別70円とした。覚書では「事業用水料金を改定しようとするときは、浴場営業料金の改定に準ずる」としていることから、今回、公衆浴場料金と同じく1立方メートルにつき税込5.5円の値上げとする。

(3) 城崎町湯島財産区営浴場

旧城崎町の水道事業では、創業時に湯島財産区の予算にて水源等の設備整備を行ってきた。

また、城崎町湯島財産区営浴場は、豊岡市の主要産業である観光業において大きな役割を担うとともに、城崎地域住民等の公衆浴場的な役割も担っている。

今回の料金改定において、一般用途は30立方メートル以下の区分で1立方メートルにつき税込16.5円または税込5.5円、公衆浴場は税込5.5円の値上げとなる。

これらのことを考慮し、1立方メートルにつき税込11円の値上げとする。